



2025 年 11 月 4 日

各 位

会 社 名 三 菱 電 機 株 式 会 社
代 表 者 名 執 行 役 社 長 漆 間 啓
(コード番号 6503 東証プライム市場)
問 合 せ 先 広 報 部 長 山 崎 江 津 子
(TEL 03-3218-2111)

役員報酬 BIP 信託の延長にかかる自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2025 年 11 月 4 日開催の執行役会議において、株式報酬としての自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025 年 11 月 25 日
(2) 処分する株式の種類及び数	普通株式 329,400 株
(3) 処分価額	1 株につき 4,317 円
(4) 処分総額	1,422,019,800 円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬 BIP 信託口) 329,400 株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しています。

2. 処分の目的及び理由

当社は、執行役及び上席執行役員（以下、「執行役等」という）の当社グループの中長期的な企業価値向上への貢献意識及び株主の皆様との価値共有意識を高めることを目的として、2016 年度より執行役等を対象とする役員報酬 BIP 信託（以下、「BIP 信託」という）を導入しており、2025 年 10 月 31 日開催の報酬委員会及び本日開催の執行役会議にて BIP 信託への追加拠出を決議しました。

なお、BIP 信託の概要については、本日付で公表いたしました「当社執行役等に対する業績連動型株式報酬制度への追加拠出に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、BIP 信託への追加拠出に伴い、当社が三菱 UFJ 信託銀行株式会社との間で締結する役員報酬 BIP 信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬 BIP 信託口）に対し、自己株式の処分を行うものです。

処分株式数は、株式交付規程に基づき信託期間中に執行役等に交付を行うと見込まれる株式数の一部であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し 0.02%（小数点第 3 位を四捨五入、2025 年 9 月 30 日現在の総議決権個数 20,516,195 個に対する割合 0.02%）となります。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は、株式交付規程に従い執行役等に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数及び希薄化の規模は合理的であると判断しています。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額は、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る執行役会議決議日の前営業日（2025 年 10 月 31 日）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という）における当社株式の終値である 4,317 円としています。当該価額は、執行役会議決議直前の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的な水準であることから、特に有利な価額には該当しないものと判断しています。

4. 企業行動規範上の手続

本自己株式処分による株式の希薄化率は 25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上